

## 金 銭 借 用 書

(借用金額)

第1条

借主

は、金

円を 貸主

より

借受け受領し、以下の条項により返済するものとする。

(返済期間及び方法)

第2条

借主は、次の金額を毎月末までに貸主の口座に振込み支払いするものとする。

( 銀行/ 支店、 預金 NO )

借主は、借用金額を平成 年 月 日より平成 年 月 日  
までの 回払いで別紙の金利年 %で計算した元利均等額 円

(連帯保証人)

第3条

連帯保証人

は、借主

の上記債務について

連帯して返済の責任を負う。

(遅延損害金)

第4条

元金を毎月返済期日に返済できなかったときは、遅滞元金について  
その遅滞日数に応じて年 %の割合による損害金を借主は支払うものとする。

(資金用途の明示)

第5条

借主は、上記の借用金額を

資金に使用することとし

の書類の写しを貸主に交付する。

尚、交付がない場合は、借主及び連帯保証人は上記の借用残金を貸主に  
即時返済するものとする。

(資金繰り確認)

第6条

貸主は、貸付金の返済を受けるのに必要と判断したときは、借主及び連帯保証人の  
資金繰り状態を確認するものとし、借主及び連帯保証人はこれを承認する。  
但し、その承認が無い場合は、第5条と同様に即時返済するものとする。

(期限の利益喪失)

第7条

借主は、元金返済を3ヵ月以上延滞したときや資金繰り状況が厳しい場合並びに  
上記各条項に違反する場合は連帯保証人と共同で、借用残金を貸主に即時返済  
するものとする。

(管轄裁判所)

第8条

万一、本件に関する訴訟については、貸主の所在地を管轄する裁判所とする。

以上、この契約の証として本書巻通を作成して貸主が原本を借主がその写しを所持する。

平成 年 月 日

借 主 住 所

氏 名

印

借主の  
連帯保証人

住 所

氏 名

印

貸 主 住 所

氏 名

印